

自殺総合対策大綱の案の作成方針について(案)

〔平成18年11月7日〕  
自殺総合対策会議決定

- 1．自殺総合対策会議は、平成19年6月までに、自殺対策基本法（以下「法」という。）第8条に基づく自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）の案の作成を行う。
  
- 2．大綱は、法の定める以下の基本的施策を中心に、政府が推進すべき自殺対策の基本的かつ総合的な指針を示すものとして、その案を作成する。
  - （1）調査研究の推進等
  - （2）国民の理解の増進
  - （3）人材の確保等
  - （4）心の健康の保持に係る体制の整備
  - （5）医療提供体制の整備
  - （6）自殺発生回避のための体制の整備等
  - （7）自殺未遂者に対する支援
  - （8）自殺者の親族等に対する支援
  - （9）民間団体の活動に対する支援
  
- 3．大綱の案の作成に資するため、内閣府において、専門家及び国民各層の意見を幅広く聴取する。